

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金
(地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業)
実施要領

制 定 令和7年3月10日府孤推第43号
内閣府孤独・孤立対策推進室長通知

1 事業の目的

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業）（以下「交付金」という。）は、官・民・NPO等の連携による孤独・孤立対策の推進及び地域の実情に応じて個々人の状況に合わせた社会参加・活躍支援等を行う地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）を支援することにより、地方における孤独・孤立対策を安定的・継続的に推進することを目的とする。

2 実施主体

（1）本事業の実施主体は、地方公共団体とする。

（2）地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方公共団体が適切と認める団体に、本事業を委託することが必要かつ合理的・効果的な業務については委託を行うことができるものとする。この場合において、委託を行う地方公共団体は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも地方公共団体であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

（3）地方公共団体は、委託契約を締結するに当たっては、当該地方公共団体の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各地方公共団体の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。

（4）地方公共団体は、地域の実情を踏まえた孤独・孤立対策の推進方向等を勘案し、
3（2）ア⑦及び⑧の取組については、補助事業により実施することができる。

3 交付対象事業

（1）地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第11条の規定に基づき、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「地方版官民連携プラットフォーム」という。）を構築し、関係者間の連携と協働を促進する。

なお、市区町村においては、地域の実情に応じ、複数の市区町村が共同して地方版官民連携プラットフォームを構築する取組も可能とする。

(2) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業

ア 基盤整備事業

地域の実情を踏まえた孤独・孤立対策の目指す姿や地方版官民連携プラットフォームにおける議論等を踏まえ、次に掲げる取組から、一又は二以上の取組を実施する。

- ① 基盤整備事業の取組方針の作成
- ② 実態把握や地域資源の調査
- ③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動
- ④ 住民への情報発信や普及啓発活動
- ⑤ 人材確保・育成のための研修
- ⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置
- ⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流の機会の創出など当事者等への支援
- ⑧ ⑦の活動を行う団体への支援（いわゆる中間支援）
- ⑨ 都道府県による管内市区町村の後方支援
- ⑩ その他内閣府が必要と認める取組

イ 個別支援事業

就職氷河期世代を含む中高年層をはじめとする幅広い世代や属性の者の孤独・孤立状態の予防や脱却に向け、社会参加や就労支援等を必要とする者や孤独・孤立状態にある者等を対象に地方公共団体が実施するリ・スキリングを含む切れ目のない幅広い社会参加・活躍支援等を実施する事業であって、個々人の状況に合わせた、地域の実情に応じて創意工夫した一貫型・伴走型の取組を実施する。

- ① 就労希望や処遇改善希望がある者等の資格取得に向けた支援、職業訓練や職場実習等にかかる費用等の助成、知識及び技術の習得を目的としたセミナー又は研修等の支援などリ・スキリングを含む支援
- ② アウトリーチ支援や相談支援等、個々人の状況に寄り添った支援
- ③ 多様な働き方・社会参加等の機会の創出支援
- ④ 就労希望や処遇改善希望がある者等へのマッチングや説明会の開催支援
- ⑤ 社会参加や就労等に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
- ⑥ 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化
- ⑦ 地方公共団体が相互に連携して上記の事業を広域化して実施する事業
- ⑧ 以上①から⑦の事業について、事業効果を高めるための情報発信及び普及啓発

4 事業実施に当たっての留意点

地方公共団体は、上記3の交付対象事業を実施するに当たっては、本事業の交付対象経費と重複して、各府省庁が所管する補助金等の交付を受けてはならないほか、以下の点に留意すること。

(1) 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業及び社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（基盤整備事業）

ア 水平的連携

地方版官民連携プラットフォームの設置主体は地方公共団体であるが、参画する関係機関等が実施してきた社会課題解決の経験から行政が学ぶこともあり、官・民間問わず共通した社会課題に取り組む立場として各団体間で自立的な協力関係を構築する状態を実現する必要があることから、参画する関係機関等が対等に相互につながる「水平的連携」を目指すこと。

地方版官民連携プラットフォームによる具体的な取組内容については、地方公共団体のみで検討するのではなく、この「水平的連携」を意識して、各団体からみた問題意識の共有や、ともに対応すべき課題の設定、その解決のために何ができるかといった視点を持ち、参画する関係機関等と議論しながら検討すること。

イ 予防の観点

孤独・孤立対策においては孤独・孤立の「予防」の観点が重要であり、その取組としては、孤独・孤立の当事者や家族等が支援を求める声をあげやすく、周りの者が当事者への気付きや対処をできるための環境整備、日常の様々な分野において緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりが必要である。このような環境整備や居場所づくりにおいては、様々なライフステージや属性の者がいずれも取り残されることのないよう、その支援の主体は分野を超えた多様性が求められることから、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ること。

ウ 既存の会議体・協議体の活用等

地方版官民連携プラットフォームの構築に当たっては、新たに会議体を立ち上げるほか、各政策の地域における課題の共有、普及啓発、人材確保・育成を目指す研修、関係者間のネットワークづくり等を実施することを目的とした既存の会議体に機能を追加する方法や、既存の会議体を地方版官民連携プラットフォームに組み込んで分科会という形で開催する方法など、他の会議体の活用についても検討すること。

(2) 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業）

ア 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでの議事録又は就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム等の事業実施計画等の提出

交付金の交付を受けようとする都道府県は、関係機関等の支援策をとりまとめて策定する、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでの議事録又は就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム等の事業実施計画等を下記イの交付金計画に添付して、内閣総理大臣（以下「大臣」という。）に提出するよう努めるものとする。

イ 交付金計画の作成

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業）交付要綱（令和7年3月10日内閣総理大臣決定）」の別表2の第1欄による交付金計画を作成し、大臣に提出するものとする。なお、都道府県以外の地方公共団体は、交付金計画を大臣に提出するとともに、都道府県に送付するものとする。

地方公共団体は、交付金の交付決定を受けた後の事情の変更により、交付金計画の内容を変更したときは、変更後の交付金計画を大臣に提出するものとする（ただし、細部の変更である場合を除く。）。

ウ 効果検証

- (ア) 交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、交付金を充てて行う事業の実施状況に関する客観的な指標（以下「重要業績評価指標」という。）を設定の上、その達成状況について、毎年度検証するものとする。
- (イ) 地方公共団体は、検証結果について大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

エ 事後評価

- (ア) 交付金を充てて行う事業を実施した地方公共団体は、次に掲げる事項について、交付金計画期間終了後に速やかに事後評価を行うものとする。
 - ・ 交付金計画期間における事業の達成状況
 - ・ 交付金計画期間における重要業績評価指標の達成状況
- (イ) 地方公共団体は、事後評価の実施に当たっては、学識経験者等の第三者の意見を求める、地方公共団体独自の評価制度や既存の会議体等を活用する等の方法により、評価の透明性、客観性及び公正性を確保するように努めるものとする。
- (ウ) 地方公共団体は、評価結果について、大臣に報告するよう努めるとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

オ 重要業績評価指標等の検証状況の把握

大臣は、交付金の交付を受けた地方公共団体に対し、4（2）ウによる検証結果及び4（2）エによる事後評価について、報告を求めることができるものとする。

5 関係行政機関の連携強化

内閣府は、実施計画書又は交付金計画の適正な実施のため、財務省及び厚生労働省と交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、孤独・孤立対策推進室長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年3月10日から施行する。